

テクノスクール機能強化小委員会の設置について(案)

令和元年11月22日

(趣旨)

- 1 徳島県職業能力開発審議会（以下、「審議会」という。）におけるテクノスクールの機能強化に関する審議を円滑に進めるため、審議会会長（以下、「会長」という。）は、審議会の中に「テクノスクール機能強化小委員会」（以下、「小委員会」という。）を置くこととする。

(議事)

- 2 会長は、小委員会の議事を総括する。

(構成)

- 3 小委員会は、6名で構成し、審議会の委員の中から会長が指名する。
また、指名した委員の中から小委員会会長を併せて指名するものとする。

(所掌)

- 4 小委員会は、会長の求めにより、次の事項について協議、又は、調整を行う。
 - (1) テクノスクールの機能強化に係る草案
 - (2) その他、テクノスクールの機能強化の審議に関し必要な事項

(会議)

- 5 小委員会の会議は、必要に応じて、小委員会会長が招集する。
- 6 小委員会会長は、小委員会の会議を開催するときは、小委員会に属する委員の過半数が出席できるように努めるものとする。

(関係者の意見)

- 7 小委員会会長は、他の委員の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(設置期間)

- 8 小委員会の設置期間は、テクノスクールの機能強化に関して、会長から徳島県知事に答申を行うまでの間とする。